

## 鹿児島大学学習交流プラザの施設使用に関する要項

平成26年9月8日  
教育担当理事裁定

### (趣旨)

第1 この要項は、鹿児島大学学習交流プラザ規則(平成25年規則第49号)第13条の規定に基づき、鹿児島大学学習交流プラザの施設使用に関し、必要な事項を定める。

### (施設の使用許可)

第2 施設の使用は、原則として、別表1のとおりとする。

- 2 学習交流ホール及びグループ学習室の使用を希望する場合は、学習交流プラザ使用願(別紙)により予定日の7日前までに学生生活課に申請し、管理運営責任者の許可を得るものとする。
- 3 学習ラウンジを使用する場合は、使用手続は不要とする。ただし、団体等での占有使用を希望する場合は、前項に準じた手続を行うものとする。
- 4 授業期間中(共通教育における前期の授業開始日から試験終了日まで及び後期の授業開始日から試験終了日までの間をいう。)の学生及び教職員以外の使用は、原則として、許可しないものとする。

### (物品の使用)

第3 物品(別表2)を使用する場合は、第2第2項及び同第3項ただし書きの申請の際に申し出るものとする。

### (遵守事項)

第4 施設の使用を許可された者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 第三者に転貸しないこと。
- (3) 使用時間を厳守すること。
- (4) 火気を使用しないこと。
- (5) 施設、設備又は備品を無断で移動、改廃又は新設しないこと。
- (6) 施設、設備又は備品を損傷又は滅失した場合は、遅滞なく学生生活課へ届け出ること。
- (7) 使用後は整理整頓、戸締り、消灯等の後始末を必ず行うこと。
- (8) その他、使用に関することについては、学生生活課職員の指示に従うこと。

### (その他)

第5 この要項に定めるもののほか、使用に関し必要な事項は、別に定める申合せ及び管理運営責任者の指示によるものとする。

### 附 則

この要項は、平成26年9月8日から実施する。

別表 1

## 使用施設名（第 2 関係）

番号	施設名	標準席数	使用条件	備考
1	学習ラウンジ1	180	なし。	飲食可
2	学習ラウンジ2	48	なし。	〃
3	学習ラウンジ3	48	なし。	〃
4	学習ラウンジ4	96	なし。	飲物可
5	学習交流ホール	120	50名以上の使用であること。	〃
6	グループ学習室1	32	16名以上の使用であること。	〃
7	グループ学習室2	6	3名以上の使用であること。	〃
8	グループ学習室3	6	3名以上の使用であること。	〃
9	グループ学習室4	12	6名以上の使用であること。	〃
10	グループ学習室5	32	16名以上の使用であること。	〃

別表 2

## 物品（第 3 関係）

No	物品名	数量	保管場所	備考
1	プロジェクター	3 台	学生生活課	移動可
2	映像装置一式	一式	学習交流ホール	移動可
3	放送設備一式	一式	学習交流ホール	固定
4	掲示板	8 台	学習交流ホール	移動可
5	大型映像装置	一式	学習ラウンジ 1	固定
6	固定プロジェクター	1 台	グループ学習室 5	固定